

大阪損保革新懇ニユース

NO. 95
2008. 7. 24

大阪損保革新懇事務局
大阪市中央区道修町三の三の十
大阪屋道修町ビル3F 066332095

高田橋洋一さんパワーハラ裁判第一回口頭弁論に六三名！

東京海上の代理店政策が生んだパワーハラスメント

七月八日結成・決起集会に支援の仲間が意気高く集う

高田橋さんとともにたたかう会

損害保険業界のトップ企業東京海上日動火災の一〇〇%子会社代理店である東海日動パートナース大阪（以下「TNP大阪」と略）で働いてきた高田橋洋一さんは、上司（社長東京海上日動から出向）による執拗で陰湿なパワーハラスメントにより二度までも会社で倒れるほどの「うつ」状態に陥られて、長期に休まざるを得なくなりました。就業規則では間もなく（八月九日）に自動退職となつてしまっています。

高田橋さんは「このまま生き残りにはしない」と人間の誇りと尊厳をかけて、TNP大阪と副田社長個人を相手どり、六月一三日に大阪地方裁判所に訴えをおこしました。

このパワーハラ背景には、飽くなき利潤追求に走る東京海上日動社と損保業界全体の代理店政策があります。私たちは明るい職場と産業のあるべき姿を求めて「高田橋さんとともにたたかう会」を結成しました。七月八日（火）結成・決起集会は野口会長が挨拶、その後たかひの経過報告を行い、訴訟代理人弁護士梅田章二さん、大阪地域労組こぶし・速水祥二委員長ほか多くの仲間が支援のスピーチを行いました。最後に原告の高田橋洋一・美幸ご夫妻が決意表明し、部屋満杯の六三名とともに、たたかひのスタートを切りました。第一回裁判は、七月十八日大阪地裁六一一号室に六三名の多くの傍聴者が集まり会社側欠席で行われました。

休職の原因は社長のパワーハラ

休職の原因は、TNP大阪の社長・副田氏のパワーハラスメントにあります。

副田氏には理屈も道理もない日常的なパワーハラ癖があります。社内の打ち合わせをはじめ、あらゆる場所において、大声で叱責するなど威圧的な言動を繰り返してきました。

こうした状況に精神的に耐えられなくなり、高田橋さんは、〇七年六月一八日の朝、出勤直後出かけた三菱東京UFJ銀行にて意識を失い倒れてしまいました。すぐに救急車で病院に運ばれ、「急性ストレス反応」、その後、心療内科では「うつ状態」と診断されました。五月八日に続いて二度目の昏倒でした。

独立代理店がTNP大阪と合併

高田橋さんはもともと、東京海上のOBの二人とともに、独立した法人代理店を運営してきました。



高田橋洋一・美幸 夫妻

二〇〇二年一月に東海パートナーズ大阪が設立され、高田橋さんが運営していた代理店に「合流してほしい」との話があり、二〇〇二年四月に合流しました。その後高田橋さんは、損保担当の営業部長として勤めてきました。

業務上のトラブルが引き金に

この会社の雰囲気が一変したのは、二〇〇六年七月、現社長の副田氏が出向で就任してからです。秋頃からパワーハラ発言・行動が目につくようになってきました。高田橋さんに対してもさまざまな追及が行われるようになりました。高田橋さんの奥さん・美幸さんの日記には、「主人は大丈夫か？帰宅後様子がおかしく職場で何かあったのか心配」と記されていました。二〇〇七年春頃から、高田橋さんは、悪寒、恐怖感、焦燥感に苦しめられ、出勤時会社が見えると足がガクガクし、食事も満足に摂れない状態になってきました。

二回目に倒れる引き金となったのは、募集パンフレットに以前より誤りがあったことに対する責任追及です。もともと保険会社（東京海上）から提供されたパンフレットに誤りがあり、また募集文書としての登録が漏れていたというもので、この募集文書をめぐっては重大なコンプライアンスの問題が潜んでいます。

副田社長からは、責任を高田橋さん一人に押し付けるかのように、経緯書を何度も書き直すように命じられました。高田橋さんは、連日深夜までかかって経緯書を書き上げ、提出しようとした朝に倒れ、今もって出社できる状態になっていません。

原告訴訟代理人弁護士
大阪中央法律事務所 梅田章二氏 四方久寛氏 伊東孝子氏
中筋利朗法律事務所 中筋利朗氏

労働組合「こぶし」に加盟して

高田橋さんは悩みましたが、病院に通い治療をすすめながら、つてを頼って地域労組「こぶし」に加入し、パワーハラをなくすために交渉してもらったことにしました。

「こぶし」とTNP大阪とで、数度の団体交渉がもたれましたが、副田社長はいっさい団交に出ず、弁護士とTNPの取締役と業務部長の三人が出席してきました。しかも、交渉の席では弁護士のみが発言し、質問や要望に対しては「あとから文書で答える」という対応でした。事実経過を知らない弁護士しか発言しないということは団交の体を成さず、引き延ばしとしか考えられません。

高田橋さんの会社への要望は、

- ① パワハラをやめること
 - ② 業務上災害であることを認めること
 - ③ 治療費等かかった費用を支払うこと
 - ④ 労災申請をするときは協力すること、です。
- 交渉での会社回答は、「パワハラの実事はない。すべて事実無根」というものでした。

団交に応じないTNP大阪、やむを得ず提訴

昨年末から会社は、「こぶし」からの申し入れや連絡に對して一切応じようとしてきませんでした。

次回第二回裁判は八月六日(火)午後四時半

報告集会はアイクルにて六時半から行います

第一回裁判・口頭弁論は、七月十八日(金)大阪地裁で六三名の傍聴者が集まりました。次回は八月二六日(火)午後四時半から原告、被告のみの弁論準備が行われます。次回も多くの仲間の支援で傍聴しましょう。当日、午後六時半からアイクル会議室で報告集会を行います。

講演会シリーズ 七月三日開催

「働くものの健康とストレス予防体操」

講師 北出祥夫さん(同仁会トレーナー)

七月三日(木)講演会シリーズを再開し、医療法人同仁会・健康運動実践指導者、耳原病院老松診療所勤務のトレーナー、北出祥夫さんを講師に招いて「働くものの健康とストレス予防体操」と題して講演していただきました。

北出さんは、大阪トレーニングセンター会長として「記録をめざす人や健康のために走る人、家族ぐるみも大歓迎」とよびかけておられます。マラソン自己ベストは二時間三七分という素晴らしい記録をつくられています。そして

高田橋さんは「このまま泣き寝入りはしない」と裁判で争うことを決意し、「こぶし」の顧問弁護士・大阪中央法律事務所梅田章二弁護士を中心に弁護団を構成していただき、大阪地方裁判所に提訴したのです。

たたかいの性格

このたたかいは形式的には、パワーハラズメントが一人の誠実に働く人間とその家族に対して与えた精神的・財産的損害に対する損害賠償を求めます。人間としての誇りをかけたたたかいです。

TNP大阪の副田社長のパワーハラズメントの裏には、東京海上日動社を筆頭に損保業界全体が「利潤追求」を求めて推し進めている「募集網効率化」＝代理店制度破壊政策があります。国民のための損保産業を守るためのたたかいの一環となるものです。だから「ともにたたかう会」なのです。

たたかいの輪と運動を大いに広げようではありませんか。

高田橋さんとともにたたかう会は、大阪市中央区道修町三三三〇大阪屋道修町ビル三階 大阪損保革新懇内です

「誰もがスポーツを楽しむような憲法が息づく社会の実現が必要」と話され、反核・平和マラソンにも取り組んでおられます。当日は、原水爆禁止国民平和大行進(東京ー広島コース)堺市の網の目行進に参加された後講演にかけつけていただきました。



7/3講演する北出祥夫さん

講師から、「一日に三〇分以上、あるいは週に二回以上の運動をしている人」は何人いますか、と質問され三四名中四名でした。「いろんな集会では一般的に参加者の三〇%位の人がいいますが、損保の人は少ないですね」と驚かれました。そして「しんどい。時間がないという理由ではありませんか」に、参加者うなづく始末。神経をすり減らす毎日、長時間労働、パソコン使用での眼精疲労や肩こりなど運動不足解消は職場での共通の課題です。

最後に、参加者一同が座りながらの息ストレッチ体操を講師の指導のもとに楽しく行いました。



7/8高田橋さんとともにたたかう会結成集会